

一般社団法人日本スピリチュアルケア学会旅費規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会（以下、「本法人」という。）の役員及び会員、本法人が雇用した者、又は本法人が委嘱した本法人の構成員以外の者が、本法人の業務執行のために要した旅費の支出について、必要な事項を定める。

（支出対象）

第2条 本法人が旅費として支出できるものは、次のとおりとする。

- (1) 理事会及び委員会への出席にかかる旅費・交通費及び宿泊費
 - (2) スピリチュアルケア専門職及びスピリチュアルケア専門職養成プログラムの資格認定業務にかかる旅費・交通費及び宿泊費
 - (3) 前各号の他、理事長又は理事会の命令により行なわれる本法人の業務執行にかかる旅費・交通費及び宿泊費
- 2 本法人の学術大会及び代議員総会の出席にかかる経費は支出しない。但し、本法人が雇用した者で本法人の会員ではない者及び本法人が委嘱した本法人の構成員以外の者については、この限りではない。
- 3 第1項に関わらず、理事会、委員会及びスピリチュアルケア専門職及びスピリチュアルケア専門職養成プログラムの資格認定業務が、本法人の学術大会及び代議員総会と同日程で開催される場合は、旅費・交通費及び宿泊費は支出しない。

（旅費・交通費の支給基準）

- 第3条 旅費・交通費は、鉄道、航空、船舶及び自動車の運賃とし、勤務地又は居住地のある市区町村から出発し、用務地のある市区町村までに到着するために必要とする経費で、最も合理的かつ経済的な経路により計算した金額を支給する。
- 2 鉄道運賃は、乗車券代のほか、特別料金及び座席指定料金を支給することができる。
 - 3 航空運賃は、航空会社による早期割引料金等が適用された安価な航空運賃を利用することを前提とし、領収証に基づいて、実際に支払った金額を支給する。
 - 4 車の運賃としてタクシーを利用した場合は、領収証に基づいて、実際に支払った金額を支給する。
 - 5 車の運賃としてレンタカーを利用した場合は、領収証に基づいて、レンタカーの賃貸料、燃料代、高速道路等通行料金及び駐車料金の実費を支給する。
 - 6 旅費・交通費の支給について、前項までの各項により難しい場合は、事務局長が支給の可否を決定する。

(宿泊費の支給基準)

第4条 宿泊費は、業務上、宿泊が必要と認めた場合に限り、旅行中の夜数に応じて支給する。

2 1夜当たりの宿泊費の上限は原則として12,000円とし、領収証に基づいて、実費を支給する。

(旅費・交通費及び宿泊費の支給調整)

第5条 本法人の業務遂行に際し、本法人以外の勤務先等から旅費等が支給される場合は、本法人は、当該支給額に相当する旅費を支給しない。

2 本法人の業務遂行の性質上、事務局長が特に必要があると認めた場合、当該業務遂行にかかる旅費・交通費及び宿泊費について本規程の基準を超えて支給することができる。

(その他)

第6条 本法人の業務執行にかかる旅費の支出について本規程に定めのない事項については、理事会においてその都度定める。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

1. 本規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。